

令和6年度（2024年度）熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金 事業計画募集について

1 事業の目的

介護需要の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護従事者の負担軽減や業務の効率化、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、介護テクノロジーの導入や定着に係る経費の一部を補助する。

2 事業概要

(1) 補助対象事業者

介護保険法（平成9年法律第123号）による指定又は許可を受け、熊本県内で介護サービスを提供する介護事業所・介護施設等（以下「介護事業所」という。）

(2) 補助対象事業等

補助対象事業は以下のとおりとし、詳細は熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金交付要領（案）（以下「交付要領（案）」という。）を確認すること。ただし、保険料、通信費、メンテナンス費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。

ア 介護ロボット等の導入支援事業

- (ア) 介護ロボット
- (イ) その他県が認める機器

イ ICT等の導入支援事業

- (ア) 介護ソフト等
- (イ) タブレット情報端末
- (ウ) 通信環境機器等
- (エ) 保守経費等
- (オ) その他交付要領（案）で定める内容

ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

- (ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入
- (イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

- (ア) 第三者による業務改善支援
- (イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

(3) 補助率

3／4

(4) 基準額

別表のとおり

(5) 補助額

補助対象経費に補助率3／4を乗じて得た額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額）

(6) 補助限度台数

介護ロボット等の導入支援事業の1回あたりの限度台数は、利用定員を2で除した数以内の台数（小数点以下切上げ）とする。なお、補助事業者において、介護事業所の課題を適切に把握し、介護従事者の負担軽減に資する必要台数を精査すること。

(7) 補助回数

- ア 介護ロボット等の導入支援事業 業務改善計画1計画につき1回
- イ ICT機器等の導入支援事業 1事業所につき1回（ただし、補助額の合計が別表に定める基準額の範囲内であれば2回目の補助も可能。）
- ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業 1事業所につき1回
- エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業 1事業所につき1回

3 実施スケジュール（予定）

事業計画書の提出（事業者→県）	令和6年（2024年）10月4日 ※ 先着順ではありません。
県による審査、選定、採択（県） 採択通知及び交付申請提出依頼 （県→事業者）	令和6年（2024年）10月下旬
補助金交付申請（事業者→県）	令和6年（2024年）11月上旬
交付決定（県→事業者）	令和6年（2024年）11月中旬
事業の実施（事業者）	交付決定後、令和7年（2025年） 1月31日までに計画に基づき事業実施
実績報告（事業者→県）	事業完了後、1か月以内または 令和7年（2025年）2月10日までの いずれか早い日までに提出
実績報告審査、補助金額の確定（県）	実績報告書等の審査を随時実施
補助金請求書の提出（事業者→県）	補助金額の確定後、速やかに提出
補助金支払（県→事業者）	令和7年（2025年）3月末まで

4 事業計画募集

(1) 受付期間

令和6年(2024年)9月10日(火)～同年10月4日(金)

(2) 提出書類

介護事業所ごとに以下の書類を提出すること。

①事業計画書

※該当の補助対象事業に係る事業計画書を作成すること。

②所要額調書

③業務改善計画書

④対象機器等に係るカタログ等の写し

⑤対象機器等に係る見積書の写し

⑥介護ソフトの「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様(ケアプラン連携標準仕様)への対応状況確認書
※ICT機器を導入する場合でケアプラン連携標準仕様の対象となる介護事業所のみ提出すること。

⑦介護ソフトのLIFEのCSV取込機能への対応状況確認書

※既に使用している介護ソフトをLIFE標準仕様に対応させるための改修費用に係る申請を行う場合のみ提出すること。

(3) 提出方法

LoGo フォームでデータを提出すること。

【LoGo フォーム URL】 <https://logoform.jp/form/x4b6/710155>



(4) 質問について

事業に関する質問は質問票で行うこと。

提出先: tokuyou-research@pref.kumamoto.lg.jp

5 補助要件等

本補助金の交付を申請する場合、交付要領(案)第3条の規定を満たすこと。

6 留意事項

(1) 申請額が予算額を超える場合は、以下の項目等を基に総合的に判断し、採択事業所を決定する。

なお、決定にあたっては、上記2(6)の限度台数にかかわらず、補助対象機器台数を一部減少させる等で調整する場合がある。

ア 介護サービスの種別

イ 介護ロボット・ICTの導入実績

ウ これまでの熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費(介護ロボット・ICT導入)補助金の受給実績

エ 課題分析(現状及び課題、解決策)の内容

オ 導入により期待される効果

カ 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業の状況

キ 補助対象機器台数が一部減少等した場合の対応方法

(2) 本補助事業は、令和7年1月31日までに完了(※)する必要がある。

※補助対象事業者による介護テクノロジーの導入の他、経費の支払い等も含む。

令和7年2月以降に支払う経費は補助対象外とする。

(3) 交付決定前に契約を締結したものは補助の対象外とする。

(4) 補助を受けた翌年度から3年の間、県及び厚生労働省に対し、業務改善計画で定めた内容に対する業務改善効果等を報告すること。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については別途通知する。

(5) 今回の募集で予算額に満たなかった場合は、追加募集を実施する場合がある。

別表

区分	項目	基準額
ア 介護ロボット等の導入支援事業	(ア) 介護ロボット (イ) その他県が認める機器	1 (ア) 介護ロボットのうち「移乗支援(装着型・非装着型)」、「入浴支援」又は(イ)その他に該当する機器 1 機器につき100万円 2 上記以外 1 機器につき30万円
イ ICT等の導入支援事業	(ア) 介護ソフト等 (イ) タブレット情報端末 (ウ) 通信環境機器等 (エ) 保守経費等 (オ) その他交付要領(案)で定める内容	1 介護事業所につき以下の職員数の区分のとおり 職員数 1人～10人 100万円 職員数 11人～20人 160万円 職員数 21人～30人 200万円 職員数 31人以上 260万円
ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 (イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	1 事業所につき 1,000万円
エ 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	(ア) 第三者による業務改善支援 (イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等	1 事業所につき 45万円